

活動情報

問合せ先

TEL 0948(23)4154

FAX 0948(29)4866

e-mail iizuka-dlc@pref.fukuoka.lg.jp

地域振興課 水田農業係



第31号



集落営農組織におけるインボイス制度研修会の開催 －税理士の視点からインボイス制度を学ぶ－

飯塚地域担い手・産地育成総合支援協議会（市町、JA等関係機関で構成、事務局は普及指導センター）は、集落営農組織（法人および任意組織）や土地利用型経営体を対象に、12月15日にJAふくおか嘉穂本所会議室で経営に関する研修会を開催し、生産者やJA、役場の担当者等34名が参加しました。

研修会は、「普通作における消費税インボイス制度の注意点」と題して、講師に半田税理士を招きました。最初に、令和5年10月から始まった「消費税インボイス制度」の概要説明と、集落営農組織がインボイス制度に取り組む際の注意点について講演がありました。特に、従事分量配当における書類の整備、従事分量配当から賃金型への移行の必要性について説明され、参加者は内容に聞き入っていました。参加者からは、今後も引き続き税制の研修を希望する声が多く聞かれました。

今後も普及指導センターは、担い手の経営安定化のため、関係機関と連携して経営支援を行っていきます。



半田税理士による講演